

令和4年度第4回多良木町議会(12月定例会議)

招 集 年 月 日	令和4年12月6日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和4年12月13日		午前10時00分	
開 閉 宣 告	散	会	令和4年12月13日		午後1時58分	
応招（不応招） 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	高橋 裕子	7	○	源嶋 たまみ
	2	×	中村 正徳	8	○	豊永 好人
	3	○	林田 俊策	9	○	久保田 武治
	4	○	坂口 幸法	10	○	宇佐 信行
	5	○	村山 昇	11	○	猪原 清
	6	○	魚住 憲一	12	○	落合 健治
会議録署名議員	3番	林 田 俊 策		12番	落 合 健 治	
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	浅 川 英 司		議 事 参 事	山 本 美 和	
説明のため出席 した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎		生涯学習課長	黒 木 庄 一 朗	
	副 町 長	塚 本 健		生涯学習課	矢 立 健	
	教 育 長	佐 藤 邦 壽		住民ほけん課長	岡 本 雅 博	
	会 計 管 理 者	木 下 孝 二		住民ほけん課		
	総 務 課 長	仲 川 広 人		福 祉 課 長	新 堀 英 治	
	総 務 課			福 祉 課		
	企画観光課長	林 田 浩 之		建 設 課 長	林 田 裕 一	
	企画観光課			建 設 課	那 須 研 太 郎	
	危機管理防災課長	椎 葉 純		農 林 整 備 課 長	水 田 寛 明	
	危機管理防災課	大 森 博 範		農 林 整 備 課		
	税 務 課 長	東 健 一 郎		産 業 振 興 課 長	小 林 昭 洋	
	農委事務局長	小 田 章 一		産 業 振 興 課	魚 住 雅 彦	

会 議 に 付 し た 事 件

一般質問

多良木町議会議員の派遣について

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 11 名です。本日は、2 番中村正徳議員から欠席届が出ております。他は全員出席で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

これから、本日の会議を開きます。

本日は、2 番中村正徳議員が欠席しておりますので、多良木町議会会議規則第 60 条第 4 項に基づき、本日予定していましたが 2 番中村正徳議員の一般質問の通告は、無効となりました。

本日は議会運営委員会の決定により、一般質問者の順番を 9 番久保田武治議員、11 番猪原清議員の順番で行います。

日程第 1 一般質問

○議長(高橋裕子さん) それでは、日程第 1、一般質問を行います。

9 番久保田武治さんの一般質問を許可します。

9 番久保田武治さん。

久保田 武治君の一般質問

○9 番(久保田 武治君) おはようございます。通告に従って、早速質問に入ります。

まず 1 番目の物価高騰化での町民・事業者支援についてということなのですが、まずコロナ禍に加え、相次ぐ物価の高騰に直面している町民や事業者へのさらなる支援策、来年度の予算編成も含めてですね、伺いたいと思います。

第 8 波突入と言われるコロナ感染と物価の高騰が止まる場所をわかりません。その一方で年金をはじめ、収入が減り続けています。10 月から県の最低賃金も時給で 32 円上がりましたが、物価の上昇率が 1 年前に比べて 3.6% も上昇しました。40 年ぶりのことです。

さらにこの先も食料品などの値上げが目白押しです。住民の皆さんからも生活が苦しい、食費を削っているがこの先が不安などの声をたくさん伺います。

本町でいろいろ支援もなされているんですが、さらなる支援策、先ほど申しましたように来年度の予算編成も含めて、一体どのようにお考えなのかということで、まずアになります。ひとり親家庭をはじめとした子育て世代への支援策を伺いたい。

昨年、内閣府が行った子どもの貧困調査の分析結果によりますと、過去 1 年間に必要な食料が買えなかった経験者は、全体で 11.1%、ひとり親世帯は 30.3%、母子世帯では 32% にもなっています。これ深刻な状況です。

9 月議会で子育て世帯への支援として、18 歳までの子どもがいる世帯に対し、中学生までの子ども 1 人当たり 5,000 円、高校生年齢相当の子ども 1 人 4 万円を支給するとのことで、それについては一定の評価をしておりますが、南阿蘇村では、18 歳以下の子ども 1 人当たり 2 万円を支給するというふうになっているみたいです。

そこで、ひとり親子育て世帯へのさらなる支援策、何をお考えなのか、まずその点についてお伺いしたいと思います。

○議長(高橋裕子さん) これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

新堀福祉課長。

○福祉課長(新堀英治君) おはようございます。それでは、答弁させていただきたいと思っております。

まず議員ご質問のひとり親世帯及び子育て世帯への支援策、追加の支援策ということでございますけれども、現在のところ考えてはおりません。

先ほど申されました中学生の子どもがいる世帯と、18歳までの子どもの世帯に対しての給付金の件ですけれども、現在今、その給付金の事務を進めております。

給付対象世帯を大体、530世帯と見込んでおまして、そのうち12月8日の日に、主に申請手続が不要の公務員以外の児童手当支給世帯など411世帯に対しまして給付を行いました。今後は申請手続が必要な公務員の世帯と、高校生年齢相当の子どもがいる世帯からの申請書の提出があり次第、順次給付していく予定としております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 現在取り組んでおられる支援以外についてはまだ今後、今は一応検討されていないということだと思いますが、次のですね、イの生活困窮者や低所得者など住民への支援策を伺いたいということですが、町長もご承知と思うんですが、阿蘇郡高森町、これご覧になりましたか。

人口約5,700人ということなんですけど、コロナ禍と物価高騰を理由として、まず町民に一律5万円を給付するという緊急経済支援を明らかにされました。さらに福祉施設事業者と前年度の売上げ50万円以上の商工業者に一律10万円、農林畜産業者には5万円から20万円を給付するということです。さらにですね、町出身で町外に住民票があり、専門学校や大学に在籍している学生にも1人当たり一律5万円を給付するというふうになってます。

これ担当課に問い合わせしましたところ、財政調整基金、これは2億失礼しました2億3,000万とのことでした。4年前はですね、14億6,000万だったそうですけど、いろいろ財政努力もあって2億3,000万っていうことなんですけど、本町の約2倍になると思うんですが。

今回の本町でもですね、専決処分で、マイナンバーカード取得と、口座登録を条件に1万円の給付、それと非課税世帯1,240世帯へ1世帯当たり5万円給付がなされるっていうことだったと思うんですが、生活困窮・低所得者へのさらなる支援は何かお考えなのか、あるいは予算編成の中で何かを現在、検討されていることがあるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） それでは、お答えします。

生活困窮者や低所得者などへの町独自の支援策ということですが、現在のところ考えておりません。

先ほど申されました1世帯当たり5万円の給付につきましては、現在、給付の手続を行っております。支給対象世帯は1,170世帯を見込んでおりますけれども、そのうち12月2日に生活保護世帯53世帯を対象に給付を行いました。

またその他の住民税非課税世帯につきましては、11月中に給付金に関する案内文を送付しております。

この給付金の給付に当たりましては、住民税課税者の扶養になっていないなどの確認書の提出が必要になりますことから、その確認書の提出があり次第、内容を確認しまして、不備等がなかった場合には、順次給付金の給付を行うこととしております。

なお、今日現在で775世帯分の給付手続が完了しております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） それでですね、町長に伺いたいんですが、要は住民町民全体の支援策としてですね、町内での消費につながる期限付きの商品券の配布、こういったものは検討されなかったのか、あるいは検討される予定があるのか。

近隣町村でも何回も発行されていますし、先日の人吉新聞によりますと、錦町、全町民に

1万円、高校生以下には1万5,000円の商品券を配布する。全町民を対象にした商品券の配布は今年度2回目というふうになっていますが、特に、先ほど高森の件を紹介しました。これに財政調整基金の約3億7,000万円をですね、充てられるということなんです。

でさらにこの高森町ではですね、年内に受給を希望する場合は、12月19日から23日の町役場で現金給付をするということで、要するに家計を下支えして、少しでも明るく新たな年を迎えてほしいというふうな、そういうことなんです。

要するに私が申し上げたいのは、例えば年越しのですね、応援資金、あるいは正月の少なくともお年玉代わりにこれを町民へのメッセージをですね、商品券を通じてなされるお考えはないのかどうなのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） すいません、議員におかれましてはですね、6月に同じような質問をされてますよね。また9月にも同じような質問をされて、今回、それに続いて、同じような内容だと思います。

ほかの町村は何回もおっしゃいますが、多良木町でもやってるんですよ、実は。

高森町と錦町におきましてはこれは、来年の統一地方選挙、町長選ですので、そういうふうなこともあるのではないかというふうに思うんですけども。

今、新堀課長も言いましたように、支払いを準備している段階というところですね。それにつけ加えたっていうのはなかなかそれは。

そして商品券というのは、別にまたいろんな手続を、例えば、今回のようにマイナンバーカードを取得した場合には、ご本人の通帳に1万円振り込むという手続だと、そんなにかからないんですけど、商品券だといろんな手続の上のやりとりとか多くありますので、できれば直接お払いすればいいだろうなということで、預金通帳の紐づけをやった次第です。

ひとり親世帯と生活困窮整体については、一件一件の事例は申し上げませんが、議員もご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金という名目で、これまで町もそうなんです、国も県も年度も繰り返すですね、生活支援を行ってきました。様々な対策を講じてきていますし、町としても国の交付金で対策を講じてきましたので、これ以上の財政出動は困難との考えを持っております。

今後、生活支援をするならば、国による追加の予算配分などの支援策を待ちたいと、これも多分くると思うんですが、待ちたいと思います。

またこれは9月議会の折に、答弁の中で申し上げたと思うんですけども、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例貸付という名目で国のセーフティーネットがあります。これは多良木町の社会福祉協議会が県の社会協議会の意向を受けてやってるわけなんです、これまでは保証人なし、担保なしというのがありましたけれども、本当に困っておられる方々は借りておられまして、もう既に1,400万ほどのお金がそこから支出されます。

そしてこれは去年借りたならば、今年の確定申告で非課税であれば、返す必要がないというふうなお金なんです。こういうものを皆さん民生委員さんにご相談されたり、いろんな福祉課に相談されて、社協の方に、そうですね社会福祉協議会の方で借りれますので、なかなかこれ以上ですね、拠出というのは難しいかなと思っております。

先ほど言われたように多良木町の財政調整基金は10億円ほどですのでですね、高森町は20億円ということなんですけど、高森町はよくされたとは思いますが。若い町長なんですけどですね。他の町村と全部並べて比べますと多良木町がそう劣っているということではないというふうに私は思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 今回ですね、マイナンバーカードをつまみ条件として1万円給付ということですが、これについては町民の皆さんの中にはですね、ちょっとおかしいので

はないかというそういう。

しかし1万円が欲しいから手続したってことで、連日ロビーがそれこそ満員御礼で、担当職員の方は対応に追われている状況にあることはご承知だと思うんですが、本来はこれはマイナンバーカード取得と口座登録を要件にするという、ある意味でね、押しつけなり、不安をです、大きくしかねない。例えば認知だとか、あるいは重度の心身の身体障害者、あるいは町外の施設に入所されてる方、そういった方たちを一体どうするのかと、そういう方は除外されてるのではないかという、そういう声が私のほうにも言われてます。

それとコロナ支援、物価高騰支援で当然いろいろが出ると思うんですが、ぜひ町全体をです、そういったものをね、お考えいただきたいというふうに思いますし、それと現金だと、町に落ちるのかっていうその辺もありますね。期限つきの商品券であれば地元で使用するわけですから、その点、商店街もです、活発になってくると思いますので、その点もあわせてご検討いただきたいと。

次のウで、中小零細事業者への支援策は何をお考えかですが、もともと経営基盤が弱い中小零細事業所は、光熱費を始め機材・資材など材料費の相次ぐ値上がりによりますます経営が厳しくなっています。地元の事業所と雇用を守るためにも、何らかの支援を検討すべきと考えられますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林昭洋君） お答えいたします。

議員に対する支援策について、9月に燃油等の高騰に対する経営支援について述べたことと、大変申し訳ございませんが同じような答弁になりますが、中小企業、中小零細事業者につきましては広範囲で多種にわたるため、状況を把握することは困難であり、財源としても補助は厳しいと考えております。

長期化する問題としましては今後も注視していきまして、国の制度の促進や交付金が新規追加された場合、検討したいと考えております。終わります。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 確かにあの業者も含めて、数が多いので実態把握することは困難だということですが、ぜひです、商工会とも連携をしてその実情をです、把握していただいて、必要な、できる範囲でのです、そういう対策を講じていただければというふうに思います。

次のです、エ、農林畜産業などへの経営支援の取り組み状況と今後の支援策は何をお考えかということなんですが、農業・畜産への支援策については9月に施設園芸燃油・家畜飼料高騰対策の、4,900万ほどだったと思いますが、予算計上されて取り組みが進んでいると思うんですが、進捗状況はどのようになっていますか。

○議長（高橋裕子さん） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林昭洋君） お答えいたします。

進捗状況でございますが、12月8日現在の実績として、まず飼料高騰対策給付金を講じております。実績件数が69件、2,659万7,000円の現在の支出状況です。

あと施設園芸燃油高騰対策給付金、こちらは支援件数が13件、327万2,000円でございます。飼料高騰対策につきましては、先程述べた件数でほぼ完了しております。

2番目にも言いました施設園芸燃油高騰対策については、最終締切が年明けの1月20日までとしておりまして、産業振興課の見込みでは48%の執行状況でございます。また肥料高騰対策につきましては、これにつきましては国の支援に県が上乘せしていただいていた支援策が現在行われている状況でございます。

また様々な支援策が今検討中ということで、また今後、支援策が拡充されると思いますが、さらに影響が長引く場合等につきましては、国からの交付金の動向と農業関連経費の高騰状

況を見ながら検討していくところではございます。終わります。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 昨日も同僚議員から資材等の高騰による農家の厳しい実情を語られました。

昨日の答弁では、町長は何ができるか研究したいというなそういうことなんですけど、9月議会でも町長は私の質問に、町の主軸事業は農業なので、町独自の支援を考えていって答弁されています。

その同僚議員の答弁で待ってるということなのでまだ具体的なものはないかと思いますが、その点についてのちょっと答弁をいただきたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長

○町長（吉瀬 浩一郎君） 今、産業振興課長が申し上げた支援策が全てなんですけど、それ以上に何かやるとなるとですね、やはりあの町全体のことを考えなくてははいけませんので、公平性というところで何ができるのか考えて支援をしなくてはいけないというふうに思ってるんですけども。

確かにこうウクライナ侵攻からこちら、今年2月24日だったですかね、非常にあの飼料や農薬も燃油も高騰しておりますので、そういった物価高、そして資材も同僚議員の質問の中にありましたけど、非常に苦しい状況であることは十分、産業振興課の方から聞いてそれもわかってるんですけども、それがその支援策となったときですね、なかなかあの補正うって具体的再配分できたというところに来たときになかなか、ちょっと今こう止まって頭を抱えてるという形です。

何かいい案がありましたらですね、精算的な何か補助がありましたら、そちらの方をいただいて、そこに一般財源を付けて、何かこう対応、支援をして行きたいと思っておりますが、その道筋が見えないところです。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 農業には経営体、あるいは自営それぞれのね、営農がありますので、具体的にその経営的な支援ができるのか考えてみれば、もし援助することで少なくとも農業が継続できるように、そういう支援をですね、ぜひお考えいただきたい。

それで林業について伺いますが、林業も燃油・機材資材の高騰で厳しい経営を強いられています。何か支援策を検討されているか、その点について伺います。

○議長（高橋裕子さん） 水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君） それではお答えします。

林業業界におきましても、現場への通勤、伐採搬出に関わる林業機械の燃油費等の高騰により経営への影響は少なくないものと感じております。

しかし、林家へは造林事業、新植、下刈り、間伐、枝打ち、搬出間伐等に対する事業補助がありまして、そちらで70%補助ということで現在あります。

また主伐等による搬出事業につきましては、新型コロナウイルス感染症を起因としました国産木材への需要増加によるウッドショックのため、木材の全体的な価格の高騰により経営負担を補えてる現状だと考えております。

そのような現状ですので、現在のところ支援策についてはございません。

今後につきましては原木市場、製品市場での取引価格等の動向を把握し、林業関係業者と意見交換を行いながら支援策の判断を行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 今後、恐らく交付金等もですね、出てくるかと思っておりますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩します。

(午前 10 時 26 分休憩)

(午前 10 時 42 分開議)

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。9 番久保田さん。

○9 番（久保田 武治君） それでは二つ目の、学校給食費について伺いたいと思うんですが。

まず 1 番目の物価高騰対策として、給食費を一定期間無料化する自治体が出てきています。検討できないかっていうことなんですが。

県内でも物価高騰対策として、宇土市が給食費と保育園の副食費を 12 月から 3 か月無料化。大津町が 12 月分の給食費を無料化しています。

コロナ禍での物価高騰対策として、国は初めて給食費に交付金を出しました。その交付金を利用して、高知市、奈良市、高松市などの県庁所在地を含め、全国で 100 を超える自治体で期間限定の無償化が実現しています。

さらに一定期間を無料化する自治体は増えると思うんですが、まずは緊急対策として、一定期間の無料化を検討できないかどうかっていうことなんですが、町長いかがでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、給食費に関しましては、半額助成ということで現在させていただいております。

今、半額助成年間に、一定期間ということだったんですけども、年間に大体 1,400 万ほど拠出があります。例えばそれを年間にすると 2,800 万になるんですかね。

これあのその場を場当たりのやるのではなくて、やはり皆さんの、議員の皆さんからも今、この後、もう 1 人そういうご質問される議員さんがいらっしゃいますけれども、そういう声がだんだん上がってきておりまして、先日も全員協議会でもですね、どうだというふうなお話がありましたので。

これはやはり今、子育て関係の分では、多良木町はトップランナーだというふうなお話をしましたけども、だんだんもうだんだん詰められてきてましてですね、今、山江と、それから水上村が全額免除ということでですね、給食費無料化しておりますので、そういう周りの状況も考えながら、これはやはりきちんとその理由を何ていうんですかねこう皆さんにお示ししたうえで、1 か月とか 2 か月とかやるんじゃないかとですね、やるんだったら将来的に考えていかななくてはならない事項かなと思いますけれども。

それには、ちょっとご質問からちょっと逸れるかもしれませんが、それにはやはり他の不採算部門がたくさんありますので、そういったところを何とか住民の皆さんの納得いく形で不採算部門を黒字化とはいかなくてもですね、圧縮したうえで、そちらのお金を給食費の免除の方に回すというようなことを今考えてるところですので、今、ご質問のあった短期間の給食費の減免というのは、今のところ考えておりません。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） 今、私が申し上げたのはですね、いわゆる物価高騰の中でのですね、緊急対策、緊急支援策として一定期間ということをお願いしてはいるんですが、町長は全体的なことを含めて検討したいということなんで、では 2 番目のですね、学校給食費無料化の流れが全国で広がっているんですが、検討できないかっていうことです。

現在、県内で完全無料化している自治体、今、町長おっしゃったように山江村と水上村なんです。宇城市が再来年、実施するっていうふうに市長が表明をされています。

給食費をですね、小学校、中学校ともに無料化している自治体が、この間、全国で 256 自治体に広がっています。今年 10 月からですね、青森市、人口 27 万人。岩国市 13 万人など大きな自治体が無料化を始めています。来年度からはですね、東京都葛飾区 46 万人、千葉県市川市 49 万人が無料化します。福島県では既に 23 の市町村が無料化をして、群馬県では

全自治体の4割に当たる14市町村で無料化しています。

これまでもですね、保護者の負担を減らすために、半額補助、あるいは第三子以降の無料、あるいは中3のみの無償などの自治体が全国的にもあるんですが、本町でも町長の政策判断で半額助成はですね、実現をしているわけですが。

そこでですね、全国で給食費を無料化している自治体は決して財政が豊かなわけではなくて、18歳までの医療費の無料化や学童保育、学校施設の整備、教育予算の増額など、子育て世代が暮らしたいと思う、そういうまちづくりをね、目指しているということが共通点です。町長も基本的にはそういう立場に立っておられると思います。

子育て支援がですね、充実すれば若い世代が増えて、町が活性化します。ただ本町はまだそういうふうになっていません。しかし自治体の規模にかかわらず、総予算の1%未満で給食費の無償化はできるわけですから、子どもの貧困化、子育て中の親を応援する、そういう立場からぜひ検討できないかっていうことなんですが、町長いかがでしょう。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 久保田議員におかれては、大分前から全額無償ということをおっしゃっていただいておりますが、その考え方が、議員の皆さん方も少しずつ広がってきておられて、やはり私が思うのは、やっぱり全額免除をするためには、財源をどこからか引っ張り出してこなくてはならないということですよ。

ですから、議会の皆さんのご指導とご協力によって、今の不採算部門をですね、幾らか圧縮できるような形でまずは取り組んでいって、そしてその結果、財源的に余裕が出てくればそれは執行部の方で、そうですね、議員の皆さん方のご意見をお伺いしながら判断をしていきたいというふうに思っています。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） ぜひともですね、勇気あるご決断をいただきたいと思うんですが、昨日ですね、議決されました給食費条例、これもですね、給食費を無料化すれば条例は要らないんじゃないかっていう、そういう話も議員の中からもですね、出てきておりますので、そのこともあえてですね、紹介をしておきたいと思っております。

三つ目に行きます。学校の教員不足について。まず1番目の本町での教員の充足、配置状況について伺いたいってことなんですが、今日2日付の熊日新聞に、県内教員不足全国ワースト21年度中学校というショッキングな見出しが出ました。そしてさらに特別支援学校も全国ワースト。小学校もワースト2位との記事でした。

その中で県教委が、働き方改革を強力に推進して、教員をサポートしなければならないとか、あるいは教育長が、受験者発掘や教育現場の魅力アップ、教職員の業務の見直しなどいろんな角度から頑張るっていうふうにご話しておられますが、それと同時に、来春採用予定試験で小学校の合格者が、予定数180人を下回る169人だったことも報告されております。

そこで本町での教員の充足、配置状況がどのようになっているのか、まずそのことをお伺いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一朗君） お答えいたします。

本町では、国が定める基準の教職員定数自体は、臨時的任用職員を補充していただき、満たしている状況にはあります。

各学校の実情に合わせた加配職員の配置が未配置になっている状況ではございます。多良木小学校では小学校専門教科指導に係る加配職員が1名、黒肥地小学校では学校運営に係る加配職員が1名、また多良木中学校では児童生徒支援に係る加配職員が1名未配置となっております。多良木町内では小学校、中学校合わせまして3名の職員が未配置となっております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 要するに、未配置がですね、3人いらっしゃるということだと思うんですが、そこで2番目の、どのような対策を講じておられるのかってということなんですが、県教委が教員免許を持っていても教職経験のない、いわゆるペーパーティーチャーが教職につくための講習会を県内4会場で開くために募集を始めたっていう、そういう記事がありました。

そこで本町ではですね、どのような対応・対策を講じておられるのか、まずその点についていかがですか。

○議長（高橋裕子さん） 黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一郎君） お答えいたします。

教員不足につきましては本町のみならず、全国的な課題となっていることは議員ご承知のことと思います。

熊本県教育委員会からの配置を待つだけではなく、多良木町教育委員会としましても、学校関係者のみならず、あらゆる人脈等を駆使し、人材発掘を行い、未配置となっている教職員を補充すべく努力をしているところでございます。

しかし、教職員志願者の減少や、臨時的任用職員の正職員への登用を受け、人材の確保は難しい状況が続いております。このような状況下ではありますが、本町におきましては、各学校の規模や実態に応じて、特別支援教育支援員を各学校に配置しております。

本町の特別支援教育支援員につきましては、そのほとんどが教職免許状を保有しており、配置人数についても、他町村と比べてもそんなところございません。

この支援員につきましては、教師と連携を図りながら、必要に応じて児童生徒に支援を行っており、教員不足を補う取り組みであると考えております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 現状はわかりました。

そこで教育長に伺いたいんですが、今の答弁にもありましたように、教員不足の解消は当然のことながら、本町だけで解決できるものではありません。

いわゆるブラックと言われる長時間労働の是正や、教職員の増員などについて、教育事務所、あるいは本町の教育委員会、あるいは校長会などでは、どのような議論がなされ、取り組みの方針が打ち出されているのかどうなのか、その点について伺います。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） 失礼いたします。

教員不足についてのお尋ねであります。そもそもですね、公立学校の教職員の配置は、県教育委員会がその責任を負っておるわけでありまして。いわゆる、任命責任ですね。あるいは採用責任っていいですか。

それからじゃあ市町村教育委員会はどうかと。配置された教職員のサービスを監督する責任を負っております。いわゆる、サービス監督責任であります。まずはそのことをですね、ご理解いただきたいと思います。

今あの議員ご指摘のとおりですね、現在、本当に全国的に教育界は教員不足が大きな課題となっておりますわけでありましてけれども、お尋ねはこの問題について、県教委や市町村教育委員会、それから校長会で議論がなされ、取り組みの方針等が打ち出されているのかというお尋ねであります。

現状を申し上げますとですね、話題にはなっておりますが、議題に上げて議論するということはあまりなされておられません。これは教育事務所主催の管内教育長会議、それから何ですかね校長会、そういうところでもですね、私としてはもっと積極的に議論して取り組むべきじゃないかなと個人的には思っておりますが、現状はそのようになっております。

それからじゃあ何もしてないかといいますと、定例教育長会議等でですね、教育事務所の方から、先生探しのご協力をよろしく申し上げますと毎回、頼まれております。それを受けて、教育長も校長もあちこちから情報を集め、探し回ってる現状ですね。なかなか見つかりません。

球磨教育事務所にも聞いてみましたが、県内ではもう見つからないと、諦めの境地です。隣の大口市、出水市、こういうところにも問い合わせてるんですよ。

いずれどこでしたかね、出水市から1人見つかって、わざわざ人吉市内に家を見つけて、そこに住み込んで働いていただいたケースがあります。私が指導課長をしているときです。本当に厳しい状況なんですね。

それからハローワークの方にも問い合わせています。それでも見つかりません。大変困っています。

それから取り組みの方針についてもお尋ねですけども、これにつきましては、先日、県の方針がですね、新聞等で発表されておりましたので、この場においてもご紹介しておこうかなと思っております。

三つございましたけども、先ほど議員さんの方からもご紹介ありましたけども、教職免許状を持つとるけれども経験はないと、いわゆるペーパードライバーじゃなくてペーパーティーチャー。こういう人に講習を受けてもらって採用すると。

二つ目は、育児あるいは介護等で退職した人、こういう方々に復職をお願いすると。

三つ目は、旧免許法で決められた、10年ごとにあれば研修をしなければならなかったんですけど、これをどういう理由かわかりませんが受けずに免許を失効した人、これを復活させようと。この三つの対策をですね、県としては考えておるようであります。

これまで申し上げましたようにですね、教員不足は極めて深刻で厳しい状況であります。結局このことによって、一番被害を受けるのは子どもであります。

したがいまして、球磨管内の教育長会からですね、国、県に繰り返し繰り返し教員増の要望をして、子どもたちの教育の機会均等が保障されるように頑張っていきたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） ご苦労されてることがよくわかりましたんですが、町長にもちょっと伺いたいんですけど、教員不足は本町の児童生徒の人間形成、あるいは町としての教育力をですね、高めるということに直結した課題だというふうに思うんですが、行政の長としてですね、今、教育長の方からる事情の説明もありましたが、行政の長としてこの問題の認識、あるいは対策、いったいどんなものをお考えなのか、その点について簡潔で結構ですので伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、町村長会でもですね、この問題は非常に深刻に受け止められてまして、8月の概算要求の折にですね、文科省に毎年、再三の要求をしております。

先生が足りないことはわかってるんだけど何とかしていただけないだろうかということをお願いをしております。

文科省に私は行ってないんですけど、手分けをして、今はコロナ禍で全員一緒には行けないということで、文科省の担当がおりますので、そちらの方は町村長行っていただいているんですが、答えはいつもこう頑張ってみるという答えはいただくんですけど本予算が決まる11月から12月にかけては、結局予算は組まれてないということで。

非常にこれは町村長の間で毎年要求はしてるんですけども実現することがないということで、非常に深刻に受け止めているところです。

あとは教育長のおっしゃったとおりであります。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） はい、ぜひ町長にもご奮闘いただきたいということを申し上げて、4番目の川辺川ダム問題について伺います。

まず1のですね、環境影響評価方法レポート、あるいはその説明会についての見解を伺いたいということなのですが、国交省九州地方整備局が先月下旬に7市町村で、環境影響評価方法のレポートの住民説明会を開きました。

熊日新聞の記事では、環境調査手法に住民不満との大見出しをつけて、川辺川ダムは流水型で平常時は貯水せず、ダム底に空けた穴から水を流す。国交省は約5メートル四方の穴をダム底に五つ設ける案を専門家会議に示す一方で、方法レポートには検討として明記しなかった。この内、魚が通ると想定する穴の長さは100メートルとしているが、詳細は未定ということです。

住民からはですね、ダムの穴など、詳しい設計が決まっていなのに影響を予測できるのかとの不満や疑問が出ています。住民からはその他多くの問題点が指摘されています。

人吉新聞も環境影響へ懸念の声との見出しで同様の記事を掲載しました。

つまり構造図も明確になっていない段階で、環境に与える影響を評価することはできません。しかもこうした報告会も会場や回数を限定して、住民に丁寧に説明しないままに次に進もうとするですね、こういう国交省のやり方に、問題だっていうふうに指摘する声がたくさんあります。

そこで町長が今回の説明会、そういったものについて一体どのようにお考えになっているのか。どのように理解をされているのか。その点について伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、河川整備計画というか、この流れで関係法令に準拠して12名の委員で構成されております球磨川水系学識懇談者懇談会というのがあるんですけども、こちらの提言を受けながら知事が言っておられる環境アセスメントと同等の環境影響評価を行いながら、九地整、九州地方整備局で作られるものですが、知事の言われる緑の流域治水ということをおっしゃるんですが、というシンボリックな表現に基づく洪水被害の防止と軽減を目的に流水型ダムを中心とした、中心に置いた環境に極限まで配慮しながら、かつ逃げ遅れゼロの地平を目指した計画というふうに私は認識しております。

同様に環境配慮レポートの方も、河川環境をデータベース化するにあたって、懇談会の委員の先生方の調査要求や問いかけに九州地方整備局が真しに答えておられるので、第1回目の会議、私はWebでこれは見せていただいたんですが、河川工学の先生とか、それから魚類の水質環境の専門家、それから環境共生学の専門家、そして農学研究員の方あたり12名委員として参加されておりますが、それぞれに第1回目ん時は厳しいご意見がありました。

書類もそろえてほしいという要請もたくさんあっておまして、初回はかなり固い雰囲気だったんですが、調査要求事項に沿った答えと、専門家によります大量のち密なデータをその都度、九州地方整備局の方でそろえていただきましたので、その結果、私は3回見たんですが、3回目のWeb会議では、会議は大分、角が取れてですね、先生方との相互理解が進んできたものという感触を持ったところです。

そういうところから、環境配慮レポートはかなりの分量でありますので、全てをち密に私も読み込んだわけではありませんが、ネット検索をして概要は把握しておりますけれども、よく調査して書き込んであるなというふうな印象を持っております。

個人的には、環境データベースをですね、河川環境をデータベース化するにあたっての調査された項目の中にですね、いろんな生き物の名前がありまして、こういったものについては懐かしい名前がいろいろ出てきましたね。

サンショウウオとかヒキガエル、コガタブチ、アマガエル、トノサマガエル、カジカガエ

ルとかいろんなのが出てきまして、こういうところまで調べておられるんだなということで感心はしました。

今、議員がおっしゃった、説明会が7町村だけで行われたというのはですね、上流については前、県知事が来られた時と県の方の説明があったときに、実は2回目は研修センターで多良木町あったんですけど、聴衆は私と議長2人だけでした。それに対して球磨川の河川の河川整備の問題について意見を発表された方があとは発表されただけで、聞いていたのは2人ということでしたので、やはりそういう部分も含めて、上流部分ではなくて、被害の多かった下流部分を中心に7町村で行われたのではないかなという認識を持っているところです。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 今、町長の見解を伺いました。

そこですね、新潟大学の熊孝名誉教授がですね、もちろん河川工学、そういった専門家ですが、流水型でもゲートをつければ土砂の堆積は避けられないと言っています。

ダムは建設されれば寿命が100年というふうに言われてますが、川辺川ダムが寿命がどれぐらいなのかわかりませんが、少なくとも100年は存続することになるというふうに思います。今、市房ダムは60年ですからね。

穴が流木で塞がって水が流れない。100メートル先の真っ暗な中で鮎が狙上できるのか。あるいは日常的に川が濁り清流が失われるのではないかと、住民の不安はですね、様々あるわけですね。実際にそういう会場で出てるわけです。

国交省は対策を検討するっていうふうに言いますが、結果的に損失を受けるのはまさに流域の住民です。

町長はね、国交省も信頼してるっていうふうにおっしゃると思うんですが、しかし町長の役割はですね、やはり住民のそういった疑問や不安に答えて、国交省に届けることにあるのではないかっていうふうに思いますので、そのことはぜひ、強くその辺を明記しておいていただきたい。

そのことを申し上げてですね、二つ目に移ります。川辺川ダム建設では命も清流も守れないというふうに私は考えています。

恐らく13年ぐらいかかるって言いますが、その間にまさに想像に絶するような災害が起きてですね、川辺川ダムが頓挫するっていうことだってあるのではないかっていうふうに私思ってるんですが、首長としてどのようにお考えかということですよ。

町長もダム建設促進協議会の会長の森本町長同様に、人の命をですね、救うという点に関してはダム以外にないというふうにお考えだと思いますし、これまでもそういう答弁されますね。

市房ダムが2年前に緊急放流寸前になって、今年は緊急放流しました。幸いに水位は下がったという報道もありましたが、しかし川辺川ダムは、2年前の雨量の1.4倍で緊急放流するっていうふうに国交省が言ってるわけです。

つまり気候変動によって、異常な豪雨で緊急放流が度々起こる。しかも市房、川辺川ダムが同時に緊急放流すれば、急激な水位の上昇で下流の洪水被害はさらに大きくなる。住民はそういうことになれば大変なことになるっていう心配をしているわけですね。そのことについての丁寧な説明がない。

しかも7.4水害は、支流が先に溢れて多くの方が亡くなっており、川辺川ダムがあっても洪水は防げなかった。これは被災した人たちが証言してるわけです。

それらの声に真しに向き合うことなく、そのままダム建設をね、強行すべきではない。ダムによらない治水対策、復旧復興に取り組むべきだっていうふうに思うんですが、その点についてはどのようにお考えになりますか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、河川環境についてはですね、専門家の先生方がいろいろと何ていうかこうアドバイスをしていただいておりますので、私たちは河川の専門家ではありませんが、清流が失われるかどうかというのはわかりませんが、7月豪雨で失われた命のことを考えますと、川辺川ダムを作っていれば今回のように50人もたくさんの方々、これ見解が違うと思うんですが、先ほど支流が溢れたというふうにおっしゃいましたので、その辺で見解が違うと思うんですが、それだけのたくさんの方が亡くなることはなかったんじゃないかなというふうな意見もあります。

国土交通省もダムだけで命が守れるとは今言っておられませんで、ダムに水を貯留している間に、その時間に安全な場所に逃げてくださいという言い方をしておられます。

先日、人吉新聞にダムを撤去しましょうというふうな論調のですね、そういう投書がありましてですね、これは農家の現状をご存じない、もうかなりひどい投稿があったんですが、これあの市房ダムはですね、湯前、多良木、あさぎり、錦町まで、約3,500ヘクタールほどの広大な農地を潤す世界かんがい施設遺産であります幸野溝と百太郎溝の取水源ともなっております。

やはり農家が継続的に農業を続けていかれるにはもう絶対必要な施設でありますし、市民団体の方はですね、鮎もいなくなると言われますけれども、上流域では下から、漁協の皆さんの努力でですね、鮎も狙上しておりますし、たくさんとれております。鯉などもですね、川で泳いでおりますので、私はそれほどまでには悲観的には捉えておりません。

何よりもですね、人命第一ということでダムだけではなくてですね、河道掘削、樹木伐採、それから堤防、ひき堤、それから築堤、輪中堤、いろんな形のそういう災害を防止するための策を講じながら皆さんの命を守っていくというのが今の立場だと思いますので、私たちもそういう立場でこれから発信はしていくんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） ダムではですね、命も清流も守れないというふうに住民の皆さん多くの声が上がっているわけですが、この言葉を無視してダム建設を進めて本当にいいのか。

町長はですね、仮にダムができた場合でも、その結果に責任をとることはできません。

首長の皆さんが疑問や異議を唱えることで、そのことを国交省、県に伝えることで事態は変わるというふうに思いますし、その点も含めてぜひですね、再考されて、そういう住民の声にしっかり向き合っていただきたい。

そのことを強く申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（高橋裕子さん） これで、9番久保田武治さんの一般質問を終わります。

次に、11番猪原清さんの一般質問を許可します。

11番猪原清さん。

猪原 清君の一般質問

○11番（猪原 清君） それでは、通告書に従いまして一般質問を行います。

質問事項の1、防災について。

質問の要旨で(1)今年発生した台風14号及びその後の大雨などで、倒木による停電や、あさぎり町では大雨により崩壊した土砂が水源に流れ込んだことによる長時間に及ぶ断水被害が発生しました。町はこのような危険箇所を調査把握しているのか、また被害防止の対応策はということで、ご案内のとおり、14号とその後の豪雨ですね、で多くのインフラ施設に被害が出ました。

特に本町でも黒肥地地区、槻木地区における停電、また隣町では水道水供給施設への土砂

流入による長時間に及ぶ断水、これで住民生活に大きな打撃を与えました。

私も先日、私事ですけど、地区の 10 数軒に水道水を供給する設備が故障しまして、丸一日、私の家を含め断水したという被害を受けました。

この時考えたことは、やはり水や電気がないと通常の生活、ひいては私たちの健康の維持にも大きな障害を与えるということでした。顔も手も洗うことができない、隣の川に行けば洗えますけどね。食事や水分も十分にとることができない。

特に当時、我が家は今流行り、第 8 波のコロナ感染症にも見舞われてましたので、普段以上にストレスを感じたところでありました。

気候変動危機は近年、多くの甚大な被害をもたらしています。今後も同様のリスクを抱えることとなりますが、同じような被害を出さないためにも、被害危険箇所の点検と把握、対策は喫緊の課題です。その確認と今後講じる対策はどのように施されているのか伺います。

○議長（高橋裕子さん） これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

林田建設課長。

○建設課長（林田 裕一君） はい、まず水道施設についてお答えいたします。

水道施設につきましては、令和 2 年 7 豪雨時におきまして、第 1 及び第 2 水源において、土砂流入の被害にあった経緯がございます。その際は断水とかまでには至りませんでしたが、職員が出向きまして、その取水口につきましては短時間において復旧をしたという経緯がございます。

被災の可能性のある施設につきましては、水道施設においては管路も含め、大方把握しているところでございます。

令和 2 年 7 月豪雨の経緯によりまして、第 1 及び第 2 水源の被害にあわないための防止策としまして色々考えてもおりましたが、第 1 及び第 2 水源につきましては取水口が河川内に存在しておりまして、河川幅も狭いことからですね、河川内への構造物の設置は困難と考えております。

よって、被災した場合におきましては迅速な復旧対応を考えておりますので、被害防止という観点からは取水口につきましてはちょっとかけ離れているかと。いかに迅速に復旧するかという対応をしたいと考えております。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それでは、お答えいたします。

危機管理防災課におきましては、毎年、出水期前に消防団により各地区の危険箇所を調査していただいております。

その調査結果を分団長会議にて報告をお願いしまして、特に危険と思われる箇所につきましては、消防団と建設課、危機管理防災課により現地の確認を行い、対応できる部分につきましては対策を講じているところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 11 番。

○11 番（猪原 清君） 町の対応、対策は大体わかりましたけど、やはりあのこの停電、断水というのは長期に及べば及ぶほどですね、もうこれは命に関わってきます。

ある自治体では電柱も、以前、私質問したとおり、地中化にしてそういう災害の未然防止や災害時の交通インフラの確保等を図っているところもありますので、また各関係課、町長以下ですね、そういう町民の重要なインフラは守っていただくよう対策をお願いします。

(2) 番に移りますけど、かつて起きました阪神淡路大震災で発生した火災の 6 割、東日本大震災では火災の 7 割が電気火災、いわゆる一旦停電した後の通電によるものと思われる通電火災が多く確認されました。

町でも地域の南側に人吉球磨盆地南縁断層があることから、震度 5 以上の地震が起こる危険性があります。この通電火災を防止するため、感震ブレーカーの普及を国は求めておりま

す。町でも、各戸に感震ブレーカーを設置するための補助等の実施を検討すべきではないかということで、ご案内のとおり平成7年1月17日未明に発生した阪神淡路大震災は、約6万5,000人の死者を出す未曾有の大惨事となりました。私も当時は現役消防士として広域緊急援助隊で待機していましたので、当時の状況はとて他人事とは思えない状況で待機していたことを覚えます。

その震災での犠牲者の多くは、発生時期、発生時間帯の要因も重なり、火災による死者が多くを占めていました。地震によって引き起こされた停電、それが復旧したときに地震前に使用していた電気による暖房器具などに通電して火災を引き起こすというものでした。

このような災害は、地震国、我が日本においてはいつでもどこでも起こりうる災害です。そのため国は、これを未然に防ぐことができる感震ブレーカー、地震が起きたらそれを、いろんな形がありますけどブレーカーを遮断するという装置ですね、その設置普及を求めています。

以前に町も配布された煙感知器のように、感震ブレーカーの設置を普及させるための各家庭への支援は今後、考えられないか伺います。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それでは、お答えいたします。

感震ブレーカーにつきましては、設定値以上の地震の揺れを感知し、自動的に電気の供給を遮断し、電気出火を防ぐ器具でございまして、各家庭に設置することで出火を防止し、他の住宅等への延焼を防ぐなど、被害を大きく軽減することができると思われております。

感震ブレーカーの設置に係る補助につきましては、九州内では確認できませんでしたが、他の県で補助されている自治体を見ますと、設置者に対して補助対象経費の一部、数千円から数万円を補助している自治体があるようでございます。

本町におきましては、自助の観点からも、回覧等により設置についての周知を行い普及に努めてまいりたいと考えております。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、先程おっしゃった阪神淡路大震災の時ですね、あの火災、後で放送を見てましたら、あの時風が吹いてたんですよ、かなり。もうその助けられない状態で火災で亡くなっていった方々が大変多かったということで、非常にあれをこう、酷いなというふうにちょっと思いながら見てたんですけど。

今言われた感震ブレーカーについてですね、私もどのくらいするものなのかっていうことでネット検索をしてみましたら、安いやつは2,000円台からありまして、高いのは3万円くらいのやつがありまして、どの辺りだといろんな地震に対応できるのかなというふうに、そこまではなかなか判断はつきませんでしたけど、そんなに高いものでもないかなという感じはしております。

地震のときに一番多いのが、やはり今言われたこの電気がですね、火花が散って火災になるというのと、あとストーブの自動のガチャンという消火機能がその役目を果たせずに、たんすが倒れてきて、それがそのまま火災になったりというのが多かったというふうに聞いておりますので、やはりあの昨日も議員の方からご質問ありました南海トラフ地震とかですね、今おっしゃいました南縁断層の地震あたりも、やはり私たちの非常に関心のあるところですので、これあのまずは住民の方々の感触をちょっと探らしていただいて、担当の方でもですね、色々これを、感震ブレーカーについては勉強しているようですので、国の補助が緊防債が7年度までですので、こういったところでどっか国の補助とかなないかなというふうに思っています。

その辺りもちょっと調べさせていただいて、今後、検討をさせていただければと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 11 番。

○11 番（猪原 清君） そうですね、町長おっしゃったとおりに、ネット検索すると簡易なものから高度なものまでありますけど、やはりその辺もですね、今後、対策していかれるということで一つ安心しました。

それでは質問事項の 2 番に移ります。不登校対策ということで、先日の新聞報道、これは 11 月 3 日の熊日新聞なんですけど、不登校の小・中学生が、全国で 20 万人を超え過去最多となったとありました。

そこで町は不登校、当町の不登校の実態を把握しているのか。また教育機会確保法では、自治体に不登校特例校の設置をする努力義務を盛り込んでいるとのことでありますが、国、県からの不登校対策について、町に何らかの指導はあっているのか。今後の町の対応について併せて伺いたいということで、やはり不登校につきましては、私が子どもの頃とはまた違いまして、最近是我的知人でも該当する家庭があるということで、まず先日の全員協議会でも課長から説明ありましたタイムリーな問題で、子育て世代包括支援センター、今後、支援センターと呼びますけど、その設置に向けたお話がありました。

子育て支援センターですね、それをこの不登校、この支援センターにおいて不登校問題についても、ここで相談を受けたり支援に向けたプランを作成したりして支援することで、そこも必要な業務となってくるのではないかと思います。

そこでまず質問の初めとして、今後、支援センターを立ち上げ運営していくにあたり、国の指針などを見ますと、保育士の他にも、社会福祉士資格を持つソーシャルワーカーや利用者支援専門員を配置することとなっています。

今から配置の準備をする以上は、保健師は町にいらっしゃいますのでともかくとして、この実務経験を 3 年、要件では 3 年でした。を有する社会福祉士の職員を育てることが急務だと思います。

そこで現、町の組織においてそこに該当するような職員はいるのか、それをまず伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀 英治君） それでは、お答えいたします。

社会福祉士の資格を持つ職員ということで、現在、福祉課に 2 名所属しております。

1 名は福祉係で、主に成人に対する相談支援、こちらは生活保護、ひきこもり、生活困窮者への相談支援に当たっており、実務経験年数は 4 年目でございます。

またもう 1 名につきましては、一般職で採用されましたけれども、その後、試験を受けまして社会福祉士を取得しております。

この職員は子育て支援係で、主に要保護児童や支援が必要な家庭に対しての相談支援等の業務に当たっており、実務経験年数は 3 年目でございます。

○議長（高橋裕子さん） 11 番。

○11 番（猪原 清君） はい、わかりました。じゃあ今後、支援センターを立ち上げるにおいて、職員はまず急々に採用とかそういうのをしなくても大丈夫ということですよ。

そういう職員が実務経験を持って現在勤務されてるということは、今後、この子育て支援センターのそういう職員が核となってですね、できれば若いにこしたことはないんですけど、そういう職員を核として支援センターを立ち上げていただきたい。

今、国からも平成 29 年の 8 月、もう 4 年か 5 年前になりますけど、子育て世代包括支援センター業務ガイドラインというものが出されて、それに基づいて今後の支援センターも運営されていくと思うんですけど、やはり資料を見ましても、今年の 4 月現在で多良木町はまだ未設置、郡内ではもうほとんどの自治体が設置されていると。

人吉市、あさぎり町、湯前町、相良村、山江村、球磨村と。やはりそういう管内のですね、

自治体でも設置されてるっていうことですから、またこういう今後、増えていくであろう不登校問題についても、そういうソーシャルワーカー、保健師あたりが総合的にですね、取り組んでいただきたいと思うんですが、不登校に戻しますけど、この不登校特例校の設置など、不登校対策について国、県から何か具体的な指示、通達、通知等は本町にきていますか。これを伺います。

○議長（高橋裕子さん） 黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木 庄一朗君） お答えいたします。

不登校特例校設置の努力義務が明記された、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針の策定についての通知は、平成 29 年 4 月に球磨教育事務所所長名で本町に届いております。

なお、不登校特例校とは、学習指導要領の内容などにはとらわれずに、不登校の状態にある児童生徒の実態に配慮した、特別な教育課程を編成し実施している学校でございます。

平成 17 年に学校教育法施行規則改正により制度化されておまして、令和 4 年現在で 21 校が設置されております。

○議長（高橋裕子さん） 11 番。

○11 番（猪原 清君） ちょっとまた基本的な問題に戻りますけど、現在、本町内で不登校と確認された児童、生徒さん、何名おられますか。

で、まあいらっしゃると思うんですが、この問題解消について目標値ゼロに向けた具体的で継続可能、よく教育長から出る画期的な方策があれば聞きたいんですけど、地域で連携して取り組むような内容とかもあれば併せて伺います。

○議長（高橋裕子さん） 黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木 庄一朗君） お答えいたします。

まず 11 月末現在、町内小学校で 5 名、中学校で 8 名の不登校の報告を学校から受けております。

また、問題解消についての町独自の対策でございますけれども、不登校の問題については、本町の大きな課題だと考えております。

各学校においては様々な対応をさせていただいておりますが、なかなか改善は難しい状況にあります。各学校には不登校児童生徒をつくらない、いわゆる未然防止に力を入れるよう指導を行っております。

その中でも、学級経営の充実については校長会議をはじめ、あらゆる場面で指導をしております。学校経営の充実を通じて、一人一人の児童生徒に自己有用感を持たせることが大切であると考えております。

また、既に議員ご存じだと思いますけれども、学校現場におきましては、欠席 10 日目までには専門機関との早期連携を図る、愛の 1・2・3 運動+1 を徹底し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、町の福祉課、児童家庭支援センターなどと連携しながら解決に当たっております。

コロナ禍や価値観、家庭環境等の多様化などにより、不登校となる要因や対応策についても複雑化しております。今後におきましても、不登校問題の解消に向け、学校や関係機関との情報共有を行いながら、各々の事案に合った対策を検討していかねばならないと考えております。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤 邦壽君） 不登校問題についてのお尋ねですけれども、この不登校問題はですね、本町におきましても、大きな課題の一つであります。

今、課長が申しあげましたように、現在 13 名の児童生徒が不登校で、学校に来ておりません。本人はもとより、親御さんのお気持ちを考えますとですね、本当に申し訳なく思っ

ておるところであります。

ただ学校もですね、一生懸命この解決に向けて取り組んでいるんですけども、なかなか期待する成果が今のところ上がってないわけでありまして。といいますのは、この取り組みは非常にやはり難しいんですね。まず神経を使います。それから子どもとの人間関係をしっかりとつくらないと、なかなか指導が通らない。これ難しさがあるんですよ。

一つだけ例を申し上げますけど、私が人吉一中の校長の時に、担任の先生方は苦勞してました。ある担任の先生は、毎朝、その不登校の家に行って、行くと保護者の方と一緒に枕並べて寝ている。そこに、おはようございますと言って上がって行って、起こして、その子の制服を持って車に乗せて学校まで連れてきて、保健室に連れて行って着替えさせて、朝飯食べてませんから、大体パンとかはそろえてあるんですよ、保健室には。それを食べさせて、さあ教室に行けて。そういうこともやっておりました。あの多忙な仕事の中でですね、毎日やってましたよ。結果的には功を奏して月に2回、3回は出てくるようになったんですね。前進が見られましたけど。

もう一つはですね、このように困難な不登校の指導に疲れた、それで今度は疲れて先生が学校に行けなくなってしまって、先生が不登校になったんですよ。ただですね、学校の駐車場までは行けるんですよ。そこに行って、車から降りて職員室に行けないんですよ。じゃあどぎゃんするかというと、ずっと車の中で過ごして、学校の昼のチャイムが鳴ったら近くの店に行って、昼飯の弁当買ってきて車の中で食べる。食べたら勤務終了の5時まで車の中におって、終了時間が来たら家に帰る。こういう先生もおったんですよ。

可哀想ですよ、これは。やはり若い先生でしたけども、もうその本当に経験も浅いのに、そういう大きなやっぱり不登校の解消ということに取り組まなければいけませんので、あれ大変だったと思います。

はい、極めて困難な仕事でありますけども、学校では何もしてないんじゃないんです。そういう状況で一生懸命に先生方は頑張っておりますので、その点はどうかご理解をお願いしたいと思います。

お尋ねは、一つは不登校解消のためにですね、具体的で継続可能な画期的な方策はないか。二つ目は、地域連携して取り組むようなものはないかということですが、まず順序は逆ですけど、二つ目の地域連携のことについて私の考えですけども、述べさせていただきます。三つ考えてみました。

1 点目は、今あの地域学校共同活動というのがどこの学校にもございまして、これは地域の方々和学校が一体となって学校経営に参加をしていただくと。この中に不登校対策委員会を立ち上げたらどうだろうか。その中にですね、身近な地域の方々に入っていて、いろんな対策を学校と一緒に取って取り組んでいただくと。

二つ目、コミュニティースクールというのがあるんですよ。このコミュニティースクールの中には、色んな小さなコミュニティーがあります、はい。スポーツコミュニティーとかですね、あるんです。学習支援コミュニティー、そういうような不登校対策コミュニティーを設けたらどうだろうか。ここでも地域共同と似たようなものですけども、一体となって、地域の方と先生方が一体となって不登校の改善に努力していただくと。

最後3点目は、PTAとの連携ですね。子どもの情報等をよくつかんでいらっしゃるのは、やっぱPTAの方々だろうと思うんですよ。こういう方々に、ご加勢を願わないという手はないです。願ったほうがいいですよ、はい。1番身近な方々ですので。

この3点を考えてみました。これは定例校長会等ございますので、そういう中でも私の方から提案してみようかなと考えております。

もう一つはですね、一番最初のお尋ねですけども、具体的で継続的な取り組みです。不登校生の居場所づくりとして、適応指導教室ですね、これを来年度は学校以外の場所に設ける

ことができなかなということも考えております。

学校以外の場所にどっか場所を見つけてですね、そこに来てもらえんかな。ただこれをやる上で、やっぱり考えられる課題があるんですけども、一つは場所ですね。不登校生が周りに気を使うようなことなく、安心して来れる場所ですね。これを町内で見つけにやいかんと思ってるんです。

それから指導者ですね。不登校生をよく理解して寄り添った指導、これができる経験豊かな指導者、これを見つけることですね。例えば、退職校長とか、退職教員とか、その他の方々でもいいんですけども、これをいかにして見つけるか。

3点目は、せっかく設置はしたけど誰も来んじやったってということになればですね、せっかく設置したんですけど。ただ、こういう課題は何とか工面して努力すればできるんじゃないかなと私は思ってます、来年度開設できるように、しっかりと検討してみたいと思います。

やはりこれまでの学校での不登校対応が、対応があまり功を奏していないということであれば、何か違った取り組みをする必要があるかなと思うので、そういうことを考えてみたわけでありませう。

実際こういうことをやってるところもあるんですけども、一つだけご紹介をして終わりたいと思います。

私は水俣第三中学校にもおまして、水俣の取り組みをちょっとご紹介しておきますが、適応指導教室ですね。設置者は水俣市教育委員会です。それから受け入れる児童生徒ですけども、不登校児童生徒、あるいは不登校傾向のある児童生徒、小学生と中学生ですね、はい。そして活動内容としては、算数・国語とか基礎基本をその指導者の方から教えていただく。それから、その他の社会科見学にちょっと行ってみようとか、体験活動ですね。こういったものを取り込んで水俣でやっているようであります。

私がおりました時はですね、あそこに光明童園という養護施設、施設があるんです。100人以上おりましたけども。そこで25人～26人は第三中学校の校区ですので通ってましたが、その中にもやっぱ4名～5名は不登校がおりました。この現在ある水俣の適応指導教室に通っておりました。

そこではその時は2名の指導者を雇ってありました。かなり改善が見られて学力も結構ついてきたんですけども、そういう例もありますので、これを参考にしながら、来年度実現できればいいなと思ってることであります。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原 清君） さすがに教育長、よくわかりました。

今後ですね、学校現場、PTA 連携、それとまずはじめの方に申しました子育て世代包括支援センター、そちらとのですね、今後連携により、やはり町の重要な課題を解消していただければいいと思うんですけど、本当に私が言いたいのは、何もお金をくれとは言いません。ただ今、何回も以前から言ってますけど、今ある資源、今度、子育て支援包括支援センターができると、そういう町の資源、PTA、退職教員の方々ですね、そのあるものを使って課題に取り組むというのが町ができる画期的、例えば全国で1番とかそれは期待しませんので、まずやはりそういう先進事例を教育長おっしゃったとおり活かしていただいて、この町の重要な大事な子どもを育てる家庭の幸せにですね、つなげていければと思います。

私も中学校の時は毎日、先生に怒られて、不登校になりそうになった時もありますけど、それにもめげず登校してですね、こういう幸せな人生を送ってますので、やはりそういう不登校問題には、また各課横断的に取り組んでいただければ幸いです。

それではちょっと時間が中途半端になりそうなので、はい。

○議長（高橋裕子さん） 昼食のため、暫時休憩いたします。

午後は1時より開会いたします。

(午前 11 時 52 分休憩)

(午後 01 時 00 分開議)

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。11 番猪原清さん。

○11 番（猪原 清君） それでは、最後の3項目目の質問事項に移ります。

交通事故発生危険箇所の解消について。

(1) で、(1) しかないですけど、交通量の多い国道沿いはもとより、県道や町道などの交差点でも、交差点付近の構造物の配置状況、樹木の伸びなどで見通しが悪い危険箇所が数多くあります。時には、そのような危険箇所でも速度を上げたり、一時停止をしなかったりする自動車も見受けております。

町は交通危険箇所を調査して、交通危険を排除する取り組みを行っているか。具体的な対策も含めて伺いたいということで、交通危険箇所というのは、何も交通量の多い国道、県道だけではありません。

また今、同僚議員もですね、毎朝、街頭に立って交通安全のための取り組みをされておりますが、そのように主要道路では既に交通事故リスクを減らす対策が多くされているところでもあります。

私が以前、事故に遭遇しました、うちの近所の交差点にもその前後からですね、横断歩道やカーブミラーが十分に設置されました。それでもというか、それがあから安心して行くかというかわかりませんが、中にはもう見通しの悪い交差点ですけど、減速もしないで走り過ぎていく車が、もう毎日見受けられます。

なぜあんなにスピードを出すのかと、私も感心するようなスピードでですね、見ています。言ってみれば、あと5分早く家を出てこいよと言いたいぐらいです。

今、私も訳あってランニングを自粛しているところでもありますけど、やはり私がよく利用しているコースのサイクリングロード、これはもう県道にも当たりますけど、そこやはり車が行き来する道路との交差点に草木が生い茂って、やはり見通しが悪いからといって、住民の方が自分の判断で除草しているというところもありました。

そこで、町はこのような危険箇所を十分調査しているのか。また、交通事故リスクがあるから対策をお願いしたいなどの相談は来ているのか、まずこの点伺います。

○議長（高橋裕子さん） 林田建設課長。

○建設課長（林田 裕一君） はい、お答えいたします。

危険調査につきましては、通学路につきましては年1回、生涯学習課、あと学校関係者の方々と一緒にですね、合同で点検などを行っております。危険箇所等が見受けられる場合にはその都度、対応をしている状況でございます。

その他の町道、県道、国道につきましては、住民からの情報提供により、その都度、対応したり、計画的に対応しているところでございます。

職員数も限られており、可能な限り巡回を行っておりますが、今後におきましても、住民の皆様方の情報提供がなければ、全ての道路に対して対応していくことは不可能と考えておりますので、今後とも住民の皆様方の情報提供があれば、その都度、対応していきたいと考えております。

○議長（高橋裕子さん） 11 番。

○11 番（猪原 清君） そうですね、やはり住民からの情報提供というのは大きいと思います。

やはり私が遭遇したそういう見通しの悪いところも、住民の方から役場とかそういう機関に連絡いただければいいんですけど、以前には区長、区長ですかね、区長を通じて連絡して

くださいといった、私が要望したこともあるんですが、なかなかそこが改善されないで、果たして要望されたのかなということも思うんですけど、そういう所はもう直接、私の方からこういうところが危険箇所ですよということで情報発信していきたいなと思います。

課長が言われたとおり、やはり調査だけではですね、追いついていけないですから、情報をですね、住民からの情報を、例えば町の広報で促していただいたりですね、そういう危険箇所があったら教えてくださいと遠慮なしにですね、言われた方が、また幾らか効果あるのかと思います。

今は車のメーカーもですね、排出ガスゼロを初めとして、交通事故ゼロを目指して日々努力をされております。私の車も実は結構最先端でして、あんまり近づき過ぎるとガツンとブレーキがかかってですね、お前あんまり近づくなよという警告されるようになってます。

それからもう今はドライブレコーダーも普及しまして、私ももうドライブレコーダーをつけて、ドライブレコーダーをつけていると、やはり自分の交通安全意識っていうのも高くなりますよね。あんまり近づいてやって、自分が悪いということになったりしますので、やはりそういうハード面ですね対策、ソフト面も大変ですけど、やはり住民の生命、財産を守るという最高の住民サービスをですね、そのように期待していきたいと思います。

私は何もお金がない町にお金くださいというつもりはありません。お金がないのは私も農家も事業者も一緒です。ですからそこは国の施策に期待して、やはり朝も申しましたけど、今ある人材、知識、住民、PTA とかの情報をフルに活用してですね、今できる対策をですね、交通事故防止対策を施していただいたら、私はそれで十分だと思います。

ちょっと早いんですけど、この辺で私の一般質問を終わります。

○議長（高橋裕子さん） これで、11 番猪原清さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

(午後 1 時 08 分休憩)

(午後 1 時 55 分開議)

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の日程第 2、発議第 2 号、多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて及び日程第 3、発議第 3 号、多良木町議会議員定数条例の一部を改正する条例を定めることについての 2 議案について、提出者から撤回したいという申し出がありましたので、議会運営委員会での協議結果を受け、多良木町会議規則第 19 条第 1 項に基づき撤回を許可しました。

したがって、日程第 2、発議第 2 号及び日程第 3、発議第 3 号に関しては、日程表から削除をお願いします。

日程第 4 多良木町議会議員の派遣について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 4、多良木町議会議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、多良木町議会会議規則第 128 条の規定によって、配付しましたとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、配付しましたとおり派遣することに決定しました。お諮りします。

議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、その取扱いを議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合の取扱いは議長に一任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

この後、明日から次の会議を開くまで休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、明日から次の会議を開くまで休会とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

散会宣言

○議長(高橋裕子さん) 令和4年度第4回多良木町議会(12月定例会議)を閉じます。

お疲れさまでした。

(午後1時58分散会)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する

多良木町議会議長

多良木町議会議員

多良木町議会議員